

# 高齢者虐待防止のための指針

地域包括支援センターはまおか

この指針は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の理念に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、高齢者の権利利益を擁護することを目的とする。

## 1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

当事業所では、利用者の尊厳を第一に考えて尊重し、職員一人ひとりが虐待による身体的、精神的な損害を理解するとともに、虐待防止に向けた意識を強く持ち、虐待につながる在宅生活の実現に努めていくことにより、利用者が安全に、安心して日常生活を営むことができるよう努める。

## 2 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待又は性的虐待と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること。

必要な介護サービスや医療サービスの利用を妨げ、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

### (1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2) 委員会の構成委員

- ・委員長は管理者又は地域包括支援センター長が務める。
- ・委員会の委員は、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等とする。

(3) 委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年2回以上開催する。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

(4) 委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

#### 4 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

#### 5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を最優先する。

#### 6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 虐待対応担当者

虐待対応担当者は、管理者又は地域包括支援センター長があたるものとする。

(2) 虐待対応担当者への報告

虐待等の相談及び報告を受けた職員は速やかに虐待対応担当者へ報告する。

(3) 事実確認

虐待等の相談及び報告があった場合には、虐待対応担当者は事実確認を行う。

これらの確認の経緯は時系列で整理する。

(4) 事情聴取

虐待対応担当者は関係者からの聞き取り、記録などの調査を行う。

(5) 発生後の市への報告

事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において検証し職員に周知する。虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市へ報告する。

(6) 早期発見・再発防止

職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

## 7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

## 8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- (2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。
- (3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反にとわれることはない。

## 9 本指針の閲覧

本指針は関係機関が閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、ホームページに掲載する。

## 10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年3月31日より施行する。